

特集

2/5 愛知県知事選挙

愛知県知事選挙が次のとおり執行されます。

愛知県の未来を決める大切な選挙です。投票にお出かけください。

▼投票日 2月5日(日)

▼投票時間 午前7時～午後8時

▼開票時間 午後9時から(予定)

▼開票場所 役場2階会議室1・2

▼投票できる方

本町の投票所で投票できる方は、令和4年10月18日までに転入の届出をし、引き続き豊山町の住民基本台帳に登録されている方のうち、平成17年2月6日以前に生まれた日本国籍を有する方です。

※公職選挙法等の一部改正に伴い、平成28年から選挙権の年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられています。20歳未満の方も、右記の選挙権を確認の上、投票にお出かけください。

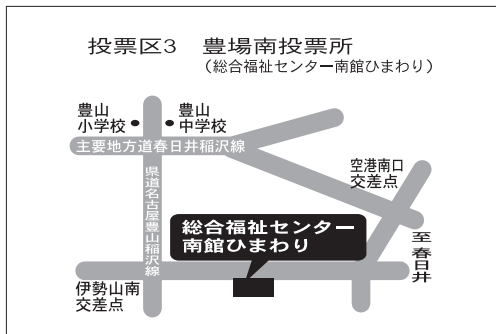
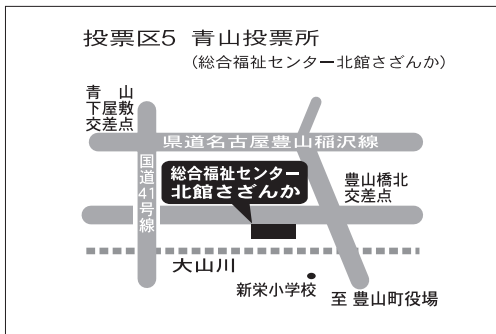
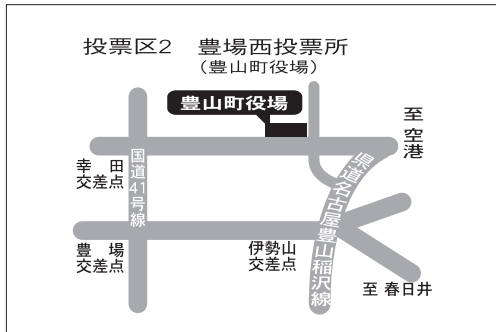
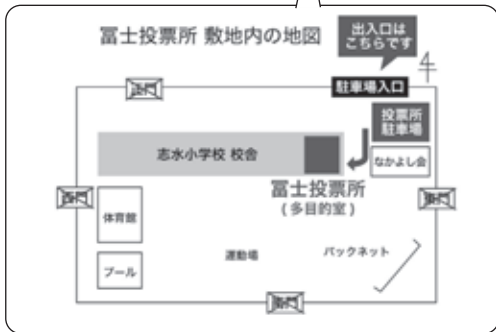
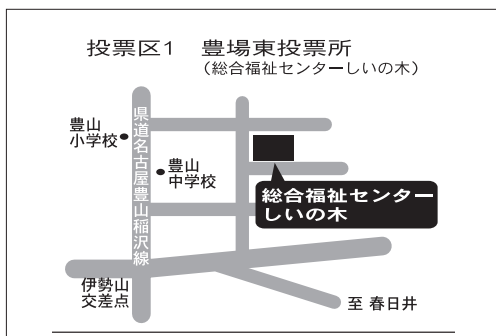
▼入場券

愛知県知事選挙の入場券を、1月19日の告示日から順次ハガキで送付します。投票日には、必ず本人が入場券を持参して投票所の受付係へ提出してください。

投票所地図

▼投票場所

入場券に記載された投票所で投票してください。
※各投票所の駐車場には限りがあります。あらかじめご了承ください。



●期日前投票

投票日に、出張、旅行、病気、悪天候などで投票できない方は、期日前投票ができます。

▼期日前投票期間

1月20日(金)～2月4日(土)

▼期日前投票時間

午前8時30分～午後8時

▼期日前投票場所

役場2階会議室1・2

必ず本人が入場券を持参して、役場までお越しください。

入場券が届かない場合や、紛失した場合でも、投票のための要件を満たしている方は、入場券がなくても投票を行うことができます。

入場券裏面の宣誓書をあらかじめ記入しておくと、スムーズに投票を行うことができます。投票所の混雑を避けるため、ご協力をお願いします。

●不在者投票

仕事や病気などの理由で選挙期間中、豊山町以外の市区町村に滞在している方は、町に投票用紙を請求し、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべての投票ができます。電話やファックスによる請求はできないため、郵送で請求してください。

愛知県の選挙管理委員会が指定した病院等に入院中等等は、その施設内で不在者投票ができます。

不在者投票の投票用紙の請求は、2月4日(土)まで行うことができます。